

平成26年第4回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

開 会 平成26年11月28日

閉 会 平成26年12月 2日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（11月28日）

出席議員 7名

2番	藤田修一君	3番	森弘美君
4番	坂本豊君	5番	久慈省悟君
6番	青木倉元君	7番	山舘清剛君
8番	木村修君		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久慈修一君
教 育 長	吉崎博君
会 計 管 理 者	小松生佳君
総 務 課 長	坂本亮君
税 務 課 長	越田茂弘君
住 民 課 長	柿崎真人君
健 康 福 祉 課 長	佐井邦彦君
産 業 振 興 課 長	中川悟君
建 設 課 長	大川誠治君
教 育 課 長	坂本勝教君
農業委員会事務局長	川崎幸治君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	芳 賀 作 君
議会事務局 次 長	佐 藤 一 仁 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

5 番	久 慈 省 悟 君
6 番	青 木 倉 元 君

議事日程（第 1 号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 議案の上程

議案第 5 9 号 蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 6 0 号 蓬田村議会議員の議員報酬及び費用弁償額等に関する支給条例の一部を改正する条例案

議案第 6 1 号 蓬田村特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 6 2 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 6 3 号 蓬田村職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例案

議案第 6 4 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方協団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

議案第 6 5 号 平成 2 6 年度蓬田村一般会計補正予算（第 6 号）案

議案第 6 6 号 平成 2 6 年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第 2 号）案

議案第 6 7 号 平成 2 6 年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）案

議案第 6 8 号 平成 2 6 年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）案

議案第69号 平成26年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第3号）案
議案第70号 平成26年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案

第6 議案第59号 蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第7 議案第60号 蓬田村議会議員の議員報酬及び費用弁償額等に関する支給条例の一部を改正する条例案

第8 議案第61号 蓬田村特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第9 議案第62号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案

第10 議案第63号 蓬田村職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例案

第11 議案第64号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について

午前9時46分 開会

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより平成26年第4回蓬田村議会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村 修君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、5番久慈省悟君、6番青木倉元君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（木村 修君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から12月2日までの5日間と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月2日までの5日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（木村 修君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、11月7日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、前定例会以降に提出されました陳情第4号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情及び陳情第5号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書については、資料としてお手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として村長、教育長、会計管理者、各課長並びに農業委員会事務局長の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（木村 修君） 日程第4、村長より前定例会以降における村行政の主なるものについて報告を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） おはようございます。

諸般の報告を申し上げます。

9月定例会以後の主なるものについて報告をいたします。

9月の29日、広域消防事務組合の議会がありまして、これに出席をいたしました。

9月30日、暴力追放の協議会がありまして、蟹田警察署のほうに行つてまいりました。

10月6日、青森広域消防事務組合の浪岡消防署が完成いたしまして、この開所式に行つてまいりました。

翌日の10月7日、青森県国保連合会の臨時総会がありまして、国際ホテルで開催され、これに出席をいたしました。

10月11日、蓬田小学校学習発表会があり、これに出席をいたしました。

翌週の土曜日でございますが、10月の18日、蓬中祭が開催されまして、出席をさせていただきました。

10月の20日、青森県町村会の90周年記念式典がホテル青森でございまして、出席をいたしました。

11月に入りまして、11月の12日、県の青森県統計大会がございましたので、これに出席をいたしました。

11月の18日、19日、20日と、東京におきまして全国町村長大会が開催されまして、これに出席をいたしました。

この間、簡易水道大会あるいは治水大会等があり、それらにも出席をしてまいりました。

11月の22日、津軽海峡ブランド博というのがございまして、青森市の産業会館で開催され、これに出席をしてまいりました。

もう一つございました。11月の27日、きのうのことでございますが、東津軽郡老人福祉大会がふるさと総合センターで開催されまして、これに出席をいたしました。

主なるものについては以上のとおりでございます。

○議長（木村 修君） 以上で、村長の行政報告は終わりました。

日程第5 議案の上程

○議長（木村 修君） 日程第5、議案の上程。今期定例会に提出されております議案12件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） それでは、平成26年蓬田村議会第4回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案12件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第59号、蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、平成26年10月14日付の青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額等を改正するために提案するものでございます。

議案第60号、蓬田村議会議員の議員報酬及び費用弁償額等に関する支給条例の一部を改正する条例案及び議案第61号、蓬田村特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第62号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案並びに議案第63号、蓬田村職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例案につきましては、蓬田村職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、関係条例の整備を図るために改正するものであります。

議案第64号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてにつきましては、平成27年4月1日から構成団体として青森市を加入させること及び共同処理する事務のうち市町村税等の滞納整理に関する事務に青森市を加えることから、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を要するものでございます。

議案第65号、平成26年度蓬田村一般会計補正予算（第6号）案につきまして、ご説明申し上げます。

歳入の主なるものとして、地方交付税3,470万円、国庫出金196万円、県支出金213万2,000円を増額しております。

次に、歳出として、総務費905万3,000円、衛生費953万3,000円、農林水産業費1,175

万1,000円などを増額しております。このほかの科目におきましても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに3,879万2,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ29億9,213万1,000円となるわけでございます。

議案第66号、平成26年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）案につきましては、歳入の主なるものとして、繰入金18万9,000円などを増額しております。

次に、歳出として、総務費26万7,000円を増額しております。このほかの科目においても、所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに26万7,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ2,308万2,000円となるわけであります。

議案第67号、平成26年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案につきましては、歳入の主なるものとして、国庫支出金16万2,000円、県支出金16万2,000円などを増額し、療養給付費等交付金500万円を減額しております。

次に、歳出の主なるものとして、総務費35万円などを増額し、保険給付費500万円を減額しております。このほかの科目においても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに464万8,000円の減額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ4億7,724万円となるわけであります。

議案第68号、平成26年度蓬田村簡易水道特別会計補正予算（第2号）案につきましては、歳入として、繰入金2万7,000円を増額しております。

次に、歳出として、総務費2万7,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに2万7,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ1億454万5,000円となるわけでございます。

議案第69号、平成26年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第3号）案につきましては、歳入として、国庫支出金1,215万4,000円、支払基金交付金1,365万1,000円、繰入金1,622万円などを増額し、保険料213万9,000円を減額しております。

次に、歳出の主なるものとして、保険給付費4,550万7,000円、諸支出金300万円などを増額し、基金積立金300万円を減額しております。このほかの科目におきましても、所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに4,557万3,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ4億6,880万7,000円となるわけであります。

議案第70号、平成26年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案につきましては、歳入として、繰入金36万3,000円を増額しております。

次に、歳出の主なるものとして、後期高齢者医療広域連合納付金36万2,000円などを増額しております。このほかの科目においても、所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに36万3,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ9,014万6,000円となるわけでございます。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、細部につきましては、私及び関係課長等からそれぞれご説明申し上げますので、慎重審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

日程第6 議案第59号 蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 次に、議案の審議を行います。

日程第6、議案第59号蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第59号蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしまして、平成26年10月14日付の青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額等を改正するために提案するものであります。

次のページをお開きいただきます。

蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条でありますけれども、第3条第1項第1号に次のように加える。アとして、行政職給料表（一）、イとして、行政職給料表（二）、第17条第5項中「行政職給料表」を「行政職給料表（一）」に改める。

別表1から別表3まで次のように改める。以上であります。

次のページから最後の前のページまでについては、給料表のとおりです。

次に、一番後ろのほうを見ていただきたいです。

第2条、蓬田村の職員に関する条例の一部を次のように改正する。

17条中2項、これについては職員の期末手当、6月、12月であります。 「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の137.5」を「100分の132.5」に改め、次に第3項中ではありますが、これは再任用の期末手当等でありますけれども、これは「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の137.5」を「100分の132.5」に、「100分の80」を「100分の75」に改める。

次の第18条の3第2項第1号中、これは勤勉手当の分ではありますが、「100分の67.5」を「100分の72.5」に改め、同項第2号中、これは再任用の職員分になりますが、これも勤勉手当ではありますが、「100分の32.5」を「100分の35」に改める。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定については、平成27年4月1日から施行する。

2といたしまして、第1条の規定による改正後の蓬田村の職員に関する条例の規定は、平成26年4月1日から適用する。以上になります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。5番久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） この条例は何歳までとか、若い人たちとか、または全員とか、対象者が全員かどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

そして、またもう一つ、勤勉手当のほうとかの100分の67.5から72.5に改めるということですが、これはぴんとこないのですけれども、今現在、例えば支給額の例をもって説明していただければ、パーセンテージでいけば何%ぐらい下がるのか、上がるのかという、そういう感じで説明していただければ、わかりやすく助かるのですけれども、お願いいたします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 最初の質問でございますけれども、若手の職員から中堅、大体五十一、二歳までだと思いますけれども、額にして千五、六百円から200円、平均で改定率0.3%ですので、1,200円ぐらいでしょうか、これを今回差額で4月にさかのぼって支給するというふうなことになります。

2つ目の質問でありますけれども、期末手当が下がる分、勤勉手当のほうに上げたと。来年の4月からそうなるということですので、よろしいでしょうか。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。質疑がないようですから、質疑を終わ

ります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 討論ないようですから、討論を終わります。

これより議案第59号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第60号 蓬田村議会議員の議員報酬及び費用弁償額等に関する支給条例の一部を改正する条例案

○議長(木村 修君) 日程第7、議案第60号蓬田村議会議員の議員報酬及び費用弁償額等に関する支給条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務課長。

○総務課長(坂本 亮君) 議案第60号蓬田村議会議員の議員報酬及び費用弁償額等に関する支給条例の一部を改正する条例案。

蓬田村議会議員の議員報酬及び費用弁償額等に関する支給条例の一部を次のように改正するものとする。

次のページをお開きいただきます。

職員の給与に関する条例の改正によりまして、同条の、合わせると。職員の給与の数字に合わせて改正するというふうなことであります。

第7条第2項ただし書きの部分であります、「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の137.5」を「100分の132.5」に改めるということであります。以上であります。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 討論ないようですから、討論を終わります。

これより議案第60号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第61号 蓬田村特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

○議長(木村 修君) 日程第8、議案第61号蓬田村特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務課長。

○総務課長(坂本 亮君) 議案第61号蓬田村特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

次のページをお開きいただきます。

これも先ほどのとおりで、職員の給与に関する条例の期末手当の が変わるため、整備するために改正するものであります。

第3条第2項ただし書中「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の137.5」を「100分の132.5」に改める。以上であります。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより議案第61号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第62号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する
条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第9、議案第62号教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第62号教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

次のページをお開きいただきます。

これについても、職員の給与等に関する条例の一部改正に伴いまして改めるものであります。

第3条第2項ただし書中「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の137.5」を「100分の132.5」に改める。以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第62号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第63号 蓬田村職員等の旅費支給条例の一部を改正する条
例案

○議長（木村 修君） 日程第10、議案第63号蓬田村職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第63号蓬田村職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例案。

蓬田村職員等の旅費支給条例の一部を次のように改正するものとする。

次のページをお開きいただきます。

蓬田村職員等の旅費支給条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第3条第1項第1号」の次に「ア」を加え、「行政職給料表」を「行政職給料表（一）」に改める。以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第63号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第64号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について

○議長（木村 修君） 日程第11、議案第64号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第64号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成27年4月1日から青森県市町村総合事務組合に青森市を加入させ、また共同処理する事務のうち市町村税等の滞納整理に関する事務に青森市を加えることから、青森県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更す

るものとする。

次のページをお開きいただきます。

青森県市町村総合事務組合理約の一部を次のように変更する。

別表第1中「弘前市」を「青森市、弘前市」に改める。

別表第2第10号の項中「弘前市」を「青森市、弘前市」に改める。以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第64号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午前10時16分 散会

上記会議の経過は、事務局長芳賀 作が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員